

第2号議案

県立特別支援学校の教育環境整備について

県立特別支援学校の教育環境整備について、黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の設置形態及び名称、広島県教育委員会規則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和6年8月9日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

県立特別支援学校の教育環境整備について
(黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の設置形態及び名称、広島県教育委員会規則一部改正)

1 要旨

県立特別支援学校の教育環境整備として、黒瀬高等学校内に黒瀬特別支援学校の分校を設置し、令和7年度から供用開始する。また、黒瀬特別支援学校分校の名称について決定し、分校設置に伴い広島県教育委員会規則の一部改正を行う。

2 設置形態

設置形態
分校

理由

黒瀬特別支援学校において、児童生徒数の増加に伴い、今後、教室不足が生じることとなるため、令和3年2月策定の「県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画」に則り、「高等学校内の余裕教室の活用」及び「余剰地に新校舎を増築」する教育環境整備を行うこととし、黒瀬特別支援学校の高等部全てを移転させる。

共用開始する令和7年度の黒瀬特別支援学校の高等部の学級数は12学級（生徒数83名）の見込みであり、今後も増加する見込みである。また、従来の特別支援学校の運営に加え、教務や施設管理について黒瀬高等学校との調整が生じることとなる。

このことから、学校規模及び運営の状況を考慮し、分校として設置を行うこととする。

項目	本校	分校（黒瀬高等学校）
所在地	東広島市黒瀬町乃美尾 10025-1	東広島市黒瀬町乃美尾 10001

3 分校名（案）

分校名（案）
広島県立黒瀬特別支援学校 のみのお分校

理由

現在の特別支援学校の校名は、県民が所在地をイメージしやすくするため、市町名等、所在地の名称を使用している。また、同じ市町に複数設置している場合には、所在地の名称に加え、相互の位置関係を示す方位等を付している。

当該校については、所在地である「乃美尾」が黒瀬特別支援学校本校及び黒瀬高等学校の所在地と重なること、分校であるため相互の位置関係を示す方位を付すことが馴染みにくいことを踏まえ、所在地の名称を生かし、本校及び分校に在籍する児童生徒の親しみやすさ等を考慮した平仮名表記とする。

4 広島県教育委員会規則の一部改正内容

改正する規則	改正内容	施行期日
広島県立特別支援学校学則 (昭和31年広島県教育委員会規則第2号)	別表に「広島県立黒瀬特別支援学校 のみのお分校」を追加。	令和7年1月1日
広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則 (平成15年広島県教育委員会規則第9号)	別表に「広島県立黒瀬特別支援学校 のみのお分校」を追加。	令和7年4月1日

【参考】黒瀬特別支援学校 本校及び分校の配置図



出典：国土地理院地図Vectorを加工して作成

広島県教育委員会規則第 号

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 篠田 智志

広島県立特別支援学校学則及び広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則
の一部を改正する規則

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第一条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表(第二条関係)							別表(第二条関係)						
校名		障害種別	部科名		修業年限	位置	校名		障害種別	部科名		修業年限	位置
本校	分校		知的	小学部			六年	東広島市		本校	分校		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立黒瀬特別支援学校		障害種別	知的	小学部	六年	東広島市	広島県立黒瀬特別支援学校		障害種別	知的	小学部	六年	東広島市
のみの お分校			障害	中学部	三年	黒瀬町	のみの お分校			障害	中学部	三年	黒瀬町
		障害種別	高等部	普通科	三年				障害種別	高等部	普通科	三年	
			知的	高等部	普通科	三年	東広島市			知的	高等部	普通科	三年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表(第二条関係)							別表(第二条関係)						
校名		障害種別	部科名		修業年限	位置	校名		障害種別	部科名		修業年限	位置
本校	分校		知的	小学部			六年	東広島市		本校	分校		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立黒瀬特別支援学校		障害種別	知的	小学部	六年	東広島市	広島県立黒瀬特別支援学校		障害種別	知的	小学部	六年	東広島市
のみの お分校			障害	中学部	三年	黒瀬町	のみの お分校			障害	中学部	三年	黒瀬町
		障害種別	高等部	普通科	三年				障害種別	高等部	普通科	三年	
			知的	高等部	普通科	三年	東広島市			知的	高等部	普通科	三年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第三条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)				別表(第二条関係)			
校名	分校名	障害種別	(略)	校名	分校名	障害種別	区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県立 黒瀬特別 支援学校	のみの お分 校	知的障害	東広島市(河内町、入野中山台二丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。)	広島県立 黒瀬特別 支援学校		知的障害	東広島市(河内町、入野中山台二丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。)
		知的障害					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この教育委員会規則は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は令和七年四月一日から施行する。